



## 金商法

### ディスクロージャー制度論（第8講）

株式会社宝印刷 D & I R 研究所顧問 平松 朗

第7講～第9講では、金融商品取引法上の発行市場における開示（発行開示）について取り上げます。発行開示として、有価証券の募集又は売出しに際しては、有価証券届出書又は発行登録書等の提を通じた公衆縦覧型の情報開示及び投資者に対する目論見書の交付による情報の直接提供が義務付けられています。前稿では発行開示の前編として有価証券届出書制度を取り上げましたが、本稿ではさらに届出書制度の詳細に立ち入っていきます。

### 非財務情報と財務報告の概念フレームワーク

早稲田大学 大学院会計研究科 教授 秋葉 賢一

いわゆる非財務情報の開示基準が開発されているが、財務諸表を対象としたような概念フレームワークは明示されていない。非財務情報を含む財務報告の概念フレームワークに関して、各基準設定主体等における動向を概観し、若干の考察を加える。

### 開示検査事例集から見る有価証券報告書虚偽記載の実態

税理士・公認不正検査士（CFE） 米澤 勝

本稿は、証券取引等監視委員会が公表している「開示検査事例集」を参考に、課徴金納付命令勧告が出された開示規制違反行為について、違反内容、背景・原因を概説することによって、開示規制違反となる行為の未然防止策を検討するとともに、課徴金納付命令勧告事案の対象が、これまでの財務諸表等の虚偽記載中心から、対象行為、対象者ともに拡大傾向にあるため、近時のトレンドについて、その背景とともに解説することを目的とします。

### アセットオーナープリンシプルと、日本版新興運用業者促進プログラム

～資産運用業界全体の活性化に～

株式会社野村総合研究所 上級研究員 三井 千絵

アセットオーナープリンシプルと新興運用会社促進プログラム（日本版EMP）が導入された背景は、日本の資産運用業を強くするためだ。まずはアセットオーナーそのものが変わることが求められ、次に企業年金なども含むアセットオーナーがリーダーシップをとり、新しい運用にチャレンジしたり、アセットマネージャーに競争力向上を求めてほしいということが背景にある。EMPで運用を多様化する取り組みは米国などでは盛んに行われており、実際に運用成績が高まったという記録もある。日本でもこれらの取り組みが生きるかどうか、関係者の理解と継続した努力が求められる。

## 金融庁による令和5年度の有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた留事項と課題への実務ポイントの解説

有限責任 あずさ監査法人 西埜 慎一

2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、サステナビリティに関する開示に加えて、従業員の状況およびコーポレート・ガバナンスに関する開示の拡充が必要となっている。金融庁は、これらの開示について有価証券報告書レビューを実施し、2024年3月29日に「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意事項」（以下「金融庁レビュー審査結果」という）を公表している。

本稿では、金融庁レビュー審査結果の内容を紹介するとともに、主な課題と対応にあたって留意すべき事項ないし参考になると考えられる事項（課題対応の実務ポイント）について解説する。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることを申し添える。

## サステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題について

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 川島 直樹

金融庁が公表したサステナビリティに関する企業の取組の開示の主な課題について、TOPIX100（2024年8月現在）の3月末決算会社（80社）の2023年3月期及び2024年3月期の有価証券報告書にどのような記載が行われているかを調査しています。

## 会計・監査

### 新リース基準の主な変更点と実務上の対応

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 米田 祥隆

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）より公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下、新リース基準）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、新リース適用指針）について、主な変更点について解説を行い、実務上の対応点を記載します。

なお、現行基準である企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」は、新基準との区別のためそれぞれ旧リース基準、旧リース適用指針と略します。

### 価値創造・戦略に貢献する内部監査とは～内部監査の役割の再定義～

公認会計士・（公財）日本内部監査研究所（JIARF）研究員 三宅 博人

混迷の時代、企業経営は、未曾有の経営環境の激変に対峙し、内部監査の重要性も、また、急激に高まっている。本稿では、価値創造・戦略に貢献する内部監査について、本年7月に公表された報告書を紐解きながら、起草委員の1人として参加した立場も踏まえ、若干の解説と私見を申し述べる。意見に当たる部分は筆者の個人的な見解であることは、重ねて留意されたい。

### 分配可能額規制からみたESOP信託の会計処理の課題

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士・公認会計士 中村 慎二

企業がESOP信託を採用し、当該信託財産内に当該企業の株式が存在する場合、その株式が自己株式と扱われて分配可能額の算定上控除すべきなのか否か、現行法上は必ずしも明確ではない。その理由は実務対応報告30号の会計処理の曖昧さにあると思われる。現状、法的見解が分かれるのはやむを得ないが、どちらかといえば、当該企業の株式を有するESOP信託との一体性を重視して、分配可能額規制上も自己株式と取扱う方が望ましいと考える。

### 「ビジネスと人権」をめぐるこれまでとこれから

株式会社大和総研 金融調査部ESG調査課 研究員 中 滯

1990年代にその重要性が認識され始めた「ビジネスと人権」をめぐるっては、その実践に未だ多くの課題がある。この間、企業を取り巻くステークホルダーの視点は厳格化し、欧州では人デュー・ディリジェンスの法制化が進展するなど、人権尊重における企業の責任がより強く追及されるようになってきている。本稿では、企業に人権尊重の責任が求められるようになった経緯を振り返るとともに、日本企業に必要となる今後の対応を解説する。

### 与信管理の掴み方

一般社団法人 与信管理協会 代表理事 千葉商科大学大学院 客員教授 大宮 有史

与信管理（審査）」という、世間一般ではあまり知られていない分野かもしれないが、実は信用リスクの基本であり、ビジネスの世界では避けて通れない。今回筆者が元大手総合商社で長年審査に携わってきたことから、自らの経験と審査の真髄にも触れながら与信管理の本質に迫るものである。

### AIリスク管理のためのコーポレートガバナンスの強化

#### －「責任あるAI」に関するルール形成の最新動向をふまえて

真和総合法律事務所 パートナー弁護士 高橋 大祐

生成AIなどAI技術が急速に発展する一方、AI技術の社会・人権への悪影響に関する懸念も高まっており、これに応じて世界各国で「責任あるAI」の利活用を求めるためのルールが急速に形成され、日本企業にも影響を与えている。そこで、本稿では、AIが社会・人権に対して生じさせるリスクの類型を例示した上で、EU・AI法をはじめとする「責任あるAI」に関するルールの最新動向について「ビジネスと人権」「責任ある企業行動」に関する国際規範との関わりも意識しながら解説する。その上で、本稿は、急速なAI技術の発展やルール変化に企業がアジャイル（鋭敏）に対応するためのコーポレートガバナンスやリスク管理強化のあり方を、技術的な視点のみならず、人権・社会などのサステナビリティ・コンプライアンスなどの多面的な視点もふまえて議論する。具体的な取組として、①外国法令・ソフトローを含むAIルールの戦略的な分析・対応、②AIライフサイクルを通じたリスクベースの人権DDの実施・進化、③責任あるAIリテラシー向上のための関係者間の対話協働について、その重要性や留意点を解説すると共に、これらの「アジャイル・ガバナンス」における位置づけについても説明する。

## コーポレートガバナンス改革の現在地～日米英3ヶ国のガバナンスデータ分析 (2024年アップデート)～

株式会社日本総合研究所 理事 山田 英司

日本企業のコーポレートガバナンス改革への対応状況を把握するために、本年もTOPIX100企業を対象とした会社機関や委員会、取締役会と取締役についての調査・分析を実施した。昨年は、コーポレートガバナンス改革については大きな制度改訂が無かったため、大きな変動がなかったものの、社外取締役の占有比率、取締役のスキルのカバー状況、さらには女性の占有比率など、取組は着実に進んでいる。一方で、企業の対応状況においては二極化傾向が昨年を引き続きみられた。また、本年はモニタリングモデルの先進といえる米国企業（S&P100）、英国企業（FTSE100）についても同様の分析により比較を行ったが、両国との開きは依然大きい。米英を中心とした機関投資家が日本市場での存在感を高めている状況では、今後も不断の取組が必要であると思われる。

### IR

#### 成長戦略を支えるIR活動～IR優良企業賞応募企業の取り組みから

一般社団法人 日本IR協議会 専務理事 佐藤 淑子

IR活動を活発化させる企業が増えている。日本IR協議会「IR優良企業賞」に応募する企業は積極的に活動を工夫し、「IR優良企業」を受賞した企業は社内に企業価値向上の意識を根付かせる体制を整えている。日本企業が成長戦略を実現させる段階に入るなか、それを支え、企業価値向上に貢献するIRのあり方を考える。

#### i-SMAフォーラム2024～サステナビリティ情報開示の最前線～講演録

一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス機構 (i-SMA)

2024年8月26日、「i-SMAフォーラム2024～サステナビリティ情報開示の最前線」が開催されました。本フォーラムは、サステナビリティマネジメント&アシュアランス推進機構 (i-SMA) の設立イベントとして行われたものです。当日は、46社の法人企業を含む112名が参加し、会場は満席となるほどの盛況でした。本稿では、フォーラムでのサステナブルファイナンスやサステナビリティ情報の開示・保証に関する講演及び議論の概要をお伝えします。i-SMAでは今後も定期的に勉強会・交流会を開催していきます。

#### 企業価値を向上させる気候移行計画とは

アビームコンサルティング株式会社 ディレクター 松本 仁志

企業に気候移行計画の策定・開示を求める声は年々高まっています。本稿ではこの気候移行計画の策定が求められるようになった背景を複数の視点で紹介するとともに、求められている開示内容を基本概念も踏まえて具体的に解説します。最後に この気候移行計画の開示を企業価値向上につなげるために、望ましい検討体制や含めるべき内容、考慮すべきポイントなどを詳細に解説しております。

#### サステナビリティ経営時代のSX (サステナビリティ・トランスフォーメーション)

##### —SX銘柄事業の意義とSX銘柄企業の特徴—

株式会社野村総合研究所 大向 望

CSRの時代からSXの時代へ。企業は持続可能な成長を目指し、事業そのものを変革するSXを求められている。経済産業省（以下、経産省）では、企業の持続的成長・価値創出、そして稼ぐ力の強化を企図し、SX銘柄2024事業で銘柄15社を選定。本事業では企業と社会の持続可能性という本質的なサステナビリティを評価する一つのモデルを提示しており、SXの取り組みのヒントや日本企業の今後の課題が浮き彫りになった。本事業の評価モデルやSX銘柄企業の取り組み等を参考に、日本企業のSXが促進され、日本株の更なる評価に繋がることを期待する。

## 日本企業経営者のあるべき姿

～長期投資家にとって望ましい経営者像とTMT MUFU AM サステナブルインベストメント  
エンゲージメントG シニアリサーチオフィサー 領家 広晴

経営者のスキルが企業業績や株価パフォーマンスに与えるインパクトが大きいことから、長期投資家にとって、経営者がどのような経歴を持ち、どのようなスキルを保有しているかへの関心は高い。一方で、日本企業のサクセッションプランニングへの対応において、経営者のあるべき姿や保有すべきスキルに関しては、十分な議論がされていない印象がある。

そこで、本稿では、日本企業経営者の特性や経歴を整理するとともに、長期投資家が期待する経営者像や経営者を支えるトップマネジメントチームのあるべき姿について提言する。

## 取引所

### 名古屋証券取引所の市場コンセプトとは？ ～新規上場会社数が増加している背景を探る～

株式会社名古屋証券取引所 執行役員 伊藤 和仁

名古屋証券取引所（以下、名証）への新規上場社数が増加しています。具体的には、2022年は5社、2023年は9社、2024年は執筆日現在で既に16社となっています。

2022年4月、東京証券取引所（以下、東証）において市場区分の見直しが行われたことを契機として、名証においても上場制度の見直しを行うとともに、市場コンセプトを明確化したことが、新規上場社数の増加理由の一つであると考えています。ぜひこの機会に、名証の市場コンセプトをご確認ください。

### レバレッジ型ETF等に関する令和3年内閣府令と「ツミレバ」

千葉大学大学院社会科学研究院 教授 青木 浩子

NISAが使いやすくなったことを機に関連サービスを閲覧していた際に「ツミレバ」について知った。以前、[判批]ヘッジ目的の金利スワップ契約に関する銀行の説明義務 金法60巻8号72頁（2012）などでレバレッジ商品を研究した際に、大衆投資家も無理なく利用できるレバレッジ商品があるかが気になっていたこともあって、検討してみたのが本稿である。

### 第1・第3四半期決算短信の二段階開示について

公認会計士 事業創造大学院大学教授 鈴木 広樹

第1・第3四半期決算短信に掲載される四半期財務諸表について監査法人によるレビューを任意で受ける場合、レビュー終了前に第1・第3四半期決算短信を開示することも可能とされており、レビュー終了前に開示した場合は、レビュー終了後、あらためてレビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信の開示が必要とされる。本稿では、そうしたいわゆる第1・第3四半期決算短信の二段階開示について解説する。

### 「仙台未来創造企業創出プログラム」の歩み～コロナ禍を経て東北地方から9年ぶりのIPOを実現～

株式会社タスク 専務執行役員 河野 真宏、

株式会社タスク コンサルティング事業本部 東日本事業部 副事業部長

公認不正検査士 泉 裕和

2019年に仙台・東北地域における雇用や取引の創出、域外資本の獲得を通して、地域経済を活性化することを目的として始まった「仙台未来創造企業創出プログラム」。コロナ禍の試練を乗り越え、一般市場としては東北地方から実に9年ぶりに上場企業を輩出した同プログラムの歩みを、事務局として推進役を担っている株式会社タスクが語る。